

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成25年7月2日(火)午後2時から午後4時10分まで

(2) 場所

佐賀地方裁判所会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 8人

佐賀地方裁判所裁判官 杉田友宏

佐賀地方検察庁検察官 清水真人

佐賀県弁護士会弁護士 小畑雄一郎

佐賀地方裁判所長 角隆博(司会)

2 議事内容等

別紙記載のとおり

(別紙)

議事内容等

司会者

佐賀地方・家庭裁判所長の角でございます。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度が始まり4年以上が経過し、佐賀でも多くの裁判員裁判の審議、判決が行われており、多くの方々に裁判員として裁判に参加していただきました。

また、昨年12月には、最高裁判所により、裁判員裁判の実施状況を検証するための検証報告書が作成され、公表されたところでございます。

同報告書によりますと、幾つかの課題が指摘されておりますけれども、全体的には比較的順調に運営されてきており、その最大の理由は、参加した国民の意識、感覚、生活実態等を含む全体としての受け入れ能力の高さにあると思われるとの報告がなされております。私も全く同感でございますし、検察官、弁護士、それから現場の裁判官も同様であろうと思っております。

本日は、裁判員経験者意見交換会に8人の裁判員経験者に御参加をいただいております。皆様には、大変お忙しい中、意見交換会に御参加いただきありがとうございます。

裁判員の皆様には、裁判の終了直後にアンケートなどでも御意見を伺っておりますけれども、裁判員裁判を経験後しばらく経過したこの時点で、改めて裁判員としての経験を振り返っていただきながら、御意見や御感想を伺いたいというふうに思っております。そして、伺った御意見など、今後の裁判員裁判の運用に生かし、国民の皆さんが参加しやすく、分かりやすい、充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介いたします。

検察庁からは、清水検事、それから、弁護士会からは小畑弁護士、裁判所からは杉田判事にそれぞれ出席していただいております。3名の方々には、裁判員経験者の皆様からの御質問に答えていただいたり、時間があれば、裁判員経験者の方々に質問していただくことがあるかもしれません。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の予定といたしましては、まず初めに、裁判員経験者の方々から全般的な感想を伺い、その後、進行予定表に沿って手続の段階を区切って意見交換を進めていきたいと考えております。

意見交換会は実質で1時間半程度を予定しており、途中で15分程度の休憩時間を取りたいと思っております。意見交換会終了後は、30分程度、傍聴されている報道機関の皆様方からの質問の時間を取った上で、この会を終了することにいたします。御協力をお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、裁判経験者8番の方から順に裁判員裁判についての全般的な感想、御意見を伺いたいと思います。

裁判員経験者8番

私は、今年の4月に裁判員裁判で参加させていただいたんですが、やはり裁判所というものが遠い存在だったものが、また参加させていただいて身近に感じられることができたということと、裁判という制度について、少し興味を持てたことでしょうか。それと、この裁判というのは、すごくたくさんの方がかかわって、たくさん税金を使ってされているんだなというのを実感しました。

裁判員経験者7番

私も、今年の4月に裁判員裁判に参加したんですけど、裁判員の新聞なんかでもよく見ていましたんですけど、これに参加して、小さな裁判員の記事がよく載っていますので、特に興味深く見るようになりました。大変

だなということ、よその裁判がやっているんだなということ、裁判員の裁判と書いてあったので、そういうのに、よく気をつけるようになりました。

裁判員経験者 6 番

裁判員を経験して感じたこととして、法廷での様子や、やり取りなどはテレビドラマなどを通して大体想像できましたけれども、実際、自分の目の前で司法関係の方々や被告人のやり取りをお聞きしていると、人間が人間を裁くことの難しさや重さを改めて考えるようになりました。

裁判員経験者 5 番

貴重な体験をさせていただきました。その後は、興味がわいてインターネットや新聞でたくさん情報を見ることができて、何かすごくいい体験でした。

傍聴にも来たんですけど、また逆の立場から裁判員の方たちの表情とか、緊張した顔とかを見ることができて、何か、本当にいろんな感じというか、メンタル面でもちょっときつかったかなとは思ったんですけど、その後もずっと何か考えるような感じでちょっときつかったかなとは思ったんですけど、いい経験にはなったと思いました。

裁判員経験者 4 番

今年の 1 月後半から 2 月の前半に掛けて裁判員を務めさせていただきました。

私の感想なんですけれども、以前、刑事事件といいますと、長い裁判という印象がすごくあったのですけれども、この裁判員が入ることによって、簡略化されたというか、スピードが早くなったなという印象をすごく受けています。それにかかわり、この判断でよかったんだろうか、ちゃんと審理ができたんだろうかって、いまだに私自身、疑問に思うことがあります。

あと、裁判員裁判など裁判関係の書類というか、新聞報道などに興味が

わくようになり，目を通すことがよくあります。先日もそうだったんですけれども，見に，裁判所まで足を運ぶようになりました。

以上です。

裁判員経験者 3 番

私は，去年の 9 月に参加したんですが，それまで，裁判員制度があるというのは会社でお話を聞いていました。宝くじにも当たらないから当たらないだろうと思っていたんですが，裁判所というところから書類が届いた時には，何ともいえない恐怖でした。恐怖だったんですけど，私の場合は好奇心のほうが強かったので，参加させていただいたんですけど，自分の人生の中でプラスになったと思っています。そして，自分も，いつ，被害者，加害者になるか分からないな，紙一重だなということを身にしみて感じることができました。

裁判員経験者 2 番

私も，3 番の方と一緒に昨年 9 月に裁判員裁判に参加させていただきました。私も同じく，最初，抽せん当たってすぐ別室に連れていかれてすごく不安に思って，これから先どういうふうなことになるんだろうというのが，やっぱり一番最初に感じました。ただ，実際に裁判が始まってどんどん進んでいくにつれて，裁判所の方々とか裁判官の方々がいろいろとサポートしてくれて，私たちのような一般人でも，全く問題のないような中身だったと思います。

ただ，裁判員裁判という社会制度に実際に参加できたということは，やっぱり自分自身にとっては大きなプラスだったなというふうに思っています。これからの人生，私たちの自分の人生を律するためにも，いい経験になったんじゃないかなと思っています。

裁判員経験者 1 番

去年の今ごろだったと思います，裁判員裁判に参加させていただいたの

は。テレビで見ているのとは全く何かこう、同じなんですけど、裁判を行われるまでの話し合いとかそういうものが、どのよう行われているのか、刑罰をどのようにして決めているのかというのにちょっと興味があったので、案内が来た時に、自分のためにもなるな、これからの、自分も子供がいるので、いつ被害者になったり加害者になったりするのかも分からないし、いい経験になるかなと思って参加させていただきました。

そして、参加させていただいてからは、今までは、新聞とかは事件、事故とかの新聞欄をよく見るのですが多いんですけど、裁判員の経験をしてからは、裁判のほうにも興味を持って見るようになりました。

あと、参加してみて思ったんですけど、人を裁くこと、被害者も加害者も、この裁判によって人生を左右すると思うんですよ。その重さを感じて、精神的ストレスがかなりありました。4日で3キロ、一気にガッと体重が減って、ちょっとふらふら状態で参加させていただいていました。いろいろ経験ができたので、自分のためにはなったと思います。ありがとうございます。

司会者

それぞれ率直な感想をいただきまして、どうもありがとうございました。

今お聞きしていただきまして、皆さん裁判員裁判に、本当に真摯に向き合っていたなということで、大変感謝しております。

それでは、時間の関係もありますので、次に進めさせていただきますけれども、次は審理、評議などについての感想、御意見を伺っていくことにしますけれども、裁判員裁判の手續ごとに、感想とか御意見を伺ったほうが分かりやすいと思いますので、手續ごとに区切ってお話をさせていただくことにします。

まず、法廷での審理についての感想、御意見をお聞きしたいと思います。

その前に、公判での審理の流れについても一度確認しておきたいと思

うんですけれども、初めに、被告人が人違いでないかどうか、名前を聞くなど人定質問をしますね。その上で、検察官が起訴状を朗読して、裁判所から被告人に起訴状に書かれた事実が間違いないかどうか、認めるのかどうかを確認して、その後、検察官、弁護人から冒頭陳述といって、証拠により証明しようとする事実の説明、主張がそれぞれなされたと思います。その次に、証拠調べとして証拠書類の取り調べ等があり、最後に証人尋問とか被告人の質問がなされます。その上で、検察官が論告求刑、それから弁護人は最終弁論、それぞれの主張をするわけですね。それで、審理は終了ということになると思います。

そういうことで、それぞれ経験をされた裁判員裁判を思い出していただいて、感想とか御意見を伺いたいと思うんですけれども、まず、冒頭陳述の点ですね。これについて伺いたいんですけれども、検察官、弁護人、それぞれ冒頭陳述をするんですが、それぞれの内容について理解できたかどうか、あるいは逆に、用語等で分かりにくいところがあったか。それから、こういう資料が分かりやすかったとかいろいろあるんだと思うんですけれども、どなたでも結構ですから、冒頭陳述の点について、何か感想等をお話いただけませんかでしょうか。どなたでも。では、1番の方。

裁判員経験者 1 番

検察側の冒頭陳述メモは、その時の裁判員の方もおっしゃっていたんですけど、ちょっと誘導的に書かれているなと思いました。あと、弁護側の冒頭陳述メモのほうが、誤字脱字、裁判までに時間がなくて急いで作られたらしいんですけれども、それが、誤字脱字があって、書かれているけど文字が半分消えているとか、あと色分けで書いてあったりもするけれども、ちょっと見にくかったりとかですね。あと、説明をされている時に、あれはどこに書かれているんだろうって一生懸命探したりすることがあったので、ちょっと書き方には問題があったのかなと思いました。

以上です。

司会者

検察官が誘導的だということについては、検察官ちょっと御意見があるんじゃないかと思いますが、その点はいかがですかね。冒頭陳述はどういうものかということ。どうなんでしょうか。

検察官

一応、もちろん証拠を、冒頭陳述というのは一応位置づけとしては、全体マップみたいな、地図みたいなイメージで、これから証拠を取り調べていく上で、検察官として、今、この事実について立証しますよとか、その後続く証人尋問だったり、被告人質問だったりという、その証拠の取り調べをする前に、全体として検察官として描いている全体像というんですかね。あくまでこちらの主張に過ぎないんですけども、まず、全体像を分かっていたかというイメージでやっております。なので、確かに一方当事者の言い分に過ぎないというところはあるんですけども、できるだけそれを評価を交えずに、事実を分かりやすく伝えるということ、一応努力はしているんですけども、今、御意見があったように、何というんでしょうか、誘導的というか、何か、ある判断に導こうとしているというように恐らくとらえられてしまったということだと思っておりますけれども、それはちょっと、これからちょっと改善させていきたいというふうに思います。

司会者

弁護人の方は小畑弁護士が担当をされたわけじゃないとは思いますが、何か、御意見ありますか。

弁護士

1番の方の事件は私が担当したわけじゃないので個別の回答ができるわけじゃないんですけども、もちろん急いで作ったからといって、誤字脱

字，あるいは見切れが生じてしまうような書類を，皆さんに判断の資料としてお渡しするというのは，もちろんよろしくないことですので，今後，佐賀県弁護士会としても，そういったことがないように指導をしていきたいかなと思っております。

今，お話を聞いていると，どこにあったか探しながらしゃべっていらっしゃったというふうな御感想があって，恐らく，そちらのほうは冒頭陳述というよりも，後のほうの，弁論という最後のほうだったんじゃないですかね，最初でしたか。

裁判員経験者 1 番

多分，最初のほうの説明だったと思います。説明されている時は，文章をずっと読まれていたので，私たちが探すと。どこを読まれているのかなという感じだった。

弁護士

わかりました。いずれにしても，もちろん分かりやすい発表に越したことはありませんので，裁判員の方が困惑するような発表の仕方というのは，もちろん改善していきたいと，このように思っております。

検察官

ちょっと御質問させてください。先ほど，「誘導的」とおっしゃったんですが，具体的に何かこう，具体例じゃないですけど，今ちょっとその時のやつを見られて，この辺りがとか，または，もうちょっと抽象的でもいいんですけど，何か思われた部分，もしよかったら教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者 1 番

ちょっともう 1 年も前のことなので覚えていませんけれども，何か全体的にという感じでした。

検察官

ありがとうございました。

司会者

ほかに，冒頭陳述の関係でございませんでしょうか。じゃ，2番の方。

裁判員経験者2番

今のお話を伺っていてちょっと思ったんですけれど，私たち裁判員は，冒頭陳述，後の話でもそうなんですけど，配られた配布資料を見ながら，それを中心にいろいろ話を中心に考えたりするわけなんですけれど，その配布資料というのは，担当された検事さんとかによって，その中身が大分異なるものなのかなという，ちょっと今印象を受けたんですよ。というのも，私が参加した裁判員裁判でいただいた資料というのは，ものすごくわかりやすく，ほかの裁判員の方々も，これはすごく分かりやすいなというのが第一印象だったんですよ。ですので，作られる方によって，若干差があるのかなというふうな印象を今受けたものですね。

もし，そういうことがあるんだったら，最低限こういうことは書こうよとか，そういうふうなことをお話いただけたらいいんじゃないかなというふうには思いました。

以上です。

司会者

では，検察官から。

検察官

そうですね。担当する検事が作成するので，作者によって多少内容も。それで，そこに何を書くか，何を書かないかとか，それこそ色使いとかも含めて，すべてその検事による部分は確かにあるんですけども，内部で1人が見るだけじゃなくていろんな人に見てもらって，検討を加えて，作成してはおります。ただ，それが実際に裁判員の方にどれくらい分かりやすいか，また，分かりにくいものになってしまうのかというところは，こ

ういうふうに意見をいただいて、どこを直したらよかったですかとかという、内部でも検討会とかはするんですけども、はい、そのようにやっております。

司会者

分かりやすさの点ではどうですかね。大体、皆さん冒頭陳述をお聞きになったりごらんになって、分かりましたですかね。じゃ、4番の方どうぞ。

裁判員経験者4番

私の担当した事件は、一応、検察官の資料はすごく図も入ってカラーが入って見やすかったんですけども、弁護人の作られた説明は、もう文字だけでほとんど分からなかったんです。放火の建物図とかそういうのが全くなくて、文字ですら書かれているだけで、説明の時点でもう差がついていたという印象を受けましたね。

司会者

それは、要するに文字で説明しているということで、そういう……。

裁判員経験者4番

はい。弁護側は、もう文字をずらずら並べているのに対して、検察官のほうから出された資料は、図も交えてカラーで、説明が見やすく、もうこの時点で差がついているのではないかな、もう皆さんも言われていたんですけど、「こっちのほうが分かりやすいし、やっぱりこういうふうに、この人がしたんじゃないかなという印象づけるよね。」と言われていました。

司会者

文字で書くよりかは、ビジュアルというんですかね、そういう形で説明したほうが分かりやすいということなんでしょうか。皆さん、そういう感じでしょうかね。どうぞ、7番の方。

裁判員経験者7番

両方とも説明はずっと読んでいかれてから，カラー刷りの色分けもしてあって，別に私たちのグループでは，みんな分かりやすかという感じだったですよ。別に，分かりにくいところはなかったと思いますけど。

司会者

それは，何か表みたいなのになっているわけですか。文字ですか。

裁判員経験者 7 番

文字で段をつけてずっと，緑とか赤とか黄色とか書いてあったけんですね。それば読んでいかしたけん 私たちもずっとついていったんですけど，読みで。そう字も間違わんで，私はよかったと思いますけど。

司会者

8 番の方，何かございますか。

裁判員経験者 8 番

はい。同じ裁判員裁判でしたので，補足させていただきますと，やっぱり検察官からいただいた資料のほうがカラーで分かりやすいように思えました。弁護士さんからいただいた資料は白黒ですね。それで，やはり文字が多くて読みづらいというほどではないんですが，少し，検察官のほうが資料にも力が入っているんじゃないだろうかというふうに思われるところが多かったです。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは，今この関係で法曹三者で何かございますか。では，小畑弁護士。

弁護士

弁護士会ということで，今，「同じくらい分かりやすかった。」というふうにおっしゃってくださった方もいらっしゃいましたけど，往々にして，やはり検察庁さんの配布される資料のほうが，絵もあってポイントが押さ

えてあって、カラーで分かりやすいという御感想でしたので、貴重な御意見として、当会、刑事弁護委員会に報告をさせていただきます。ありがとうございます。

司会者

では、冒頭陳述の関係はこの程度にさせていただきますして、証拠調べについて進めてまいりたいと思います。

証拠調べというのは、先ほど申し上げたとおり、普通は検察官が請求した証拠書類ですね、供述調書が主なものでしょうかね。検察官が関係者から聞き取った内容を朗読したりする書証の取調べですね。あと、法廷で証人あるいは被告人から直接話を聞く、そういうのがあったと思いますが、その証拠調べについて、いろんな証拠を御覧になったと思うんですけども、それについてどうでしたでしょうか、分かりやすかったですでしょうか。どうでしょう、その辺りの御感想をお話しただければと思うんですが。

証拠にもいろんな種類がありますのでね、そこらあたりを思い出していただいて、この点は分かりやすかった、あるいは逆に、分かりにくかったというようなところがありましたら、遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

裁判員経験者 4 番

先ほども申したように、私が担当したのは放火事件だったので、検察官の方が出された資料があったんですけども、実験の資料をいただいたんですけども、それがカラーでずっと20枚ぐらいずっと同じような実験が続いていて、これは無駄じゃないかなと思いました。これは省いてもいいんじゃないかなというような実験だったので、これって必要だったのかなというのが印象です。

あと、火の燃え方とか、私たちは火事に遭遇する場って余りないと思うので、できれば、何か実験とかできたら、私たち裁判員の中でどういう燃

え方をするのかというのを実験できたら分かりやすかったんじゃないかなと思って裁判を終えたところでした。

司会者

ほかの方，いかがでしょうか。

裁判員経験者 3 番

証拠というか，証人の方のお話で，医師の方が見えられたんですよね。そのとき，専門用語をズラッと述べられて，私たち裁判員にはいろいろな職種から来ておって，専門用語なんか全然携わったことがないわけなんですよ。それに対する説明書とかあれば分かったんですけど，先生の知識をいっぱい述べられただけで，裁判員は胸に詰まったような感じで理解できなかつたんです。その辺をもうちょっと理解できる，全員に分かるような説明書みたいなのがあったら，もうちょっとスムーズに行ったんじゃないかなと思うんですけど。

司会者

今のお話は，責任能力が争われたわけですよ。それで，医師の方を証人尋問したという。で，専門的な用語等が出てくるので，なかなか理解が困難であったと，こういうことでしょうかね。

医師の証人尋問を経験された方は，2 番，5 番，6 番の方もそうでしょうか。そこら辺り，どんな感想でしょうか。

6 番の方，どうでしょうか。

裁判員経験者 6 番

専門用語のこともおっしゃっていましたが，大体言っていることは理解できましたので，私の場合は特別どうというあれはありませんでした。

裁判員経験者 5 番

内容的に，自分の仕事上，同じような経験があったので，みえた先生とかの内容的には分かりやすくてよかったんですけど，写真を見せられたら，

多分、私は専門的なところで、ああって、いつも見ていることだったので、そうないんですけど、やっぱり未経験というか、全然そういう傷とかの写真とかを見たことない方とかは、ちょっとびっくりはされていました。ほかの方たちはですね。

司会者

今のは傷の写真ですか。

裁判員経験者 5 番

はい。

司会者

そういうのを見て、ショックを覚えたという方もおられると思うんですよ。福島でしたですかね、凄惨な写真を見て PTSD になったとかいうことで訴訟を提起されたということもありましたですけれども、そういう凄惨な写真を御覧になったような方はおられますか。傷口とか遺体とか。

裁判員経験者 1 番

被害者の方は法廷には来られなかったので、被害者の方に直接質問とかはできなかつたんですけど、もうすべて弁護士さん、検察官の書いてある内容のみのことでした。

写真で、私たちが担当したのは、殺人未遂だったんですけど、首を絞めるという感じの未遂だったんですけど、私は普段から見ている・・・普段から見ていることはないんですけど、見ても別にそう、そこまではショックは受けませんが、でも、普通一般の方が見られたらびっくりするだろうなという感想は持ちました。でも、未遂だったから、私も精神的ストレスがあったって言っていたんですけど、殺人だったらもっとストレスが来るんじゃないかなと思います。

医師の方の説明もあったんですけど、私はそういうところで携わっているので、特に分かりにくいなということはないかなと思います。

以上です。

司会者

それでは、ちょっと質問を変えますけれども、供述調書というのがありますよね。それを法廷で朗読するんですけれども、それどうでしたですか。非常に長いと感じられたのか、あるいはどうでしょうか、ちょっと長過ぎて集中力が途切れたとか、あるいは逆に分かりやすかったとか、いろんな感想があるかと思うんですけれども、調書の朗読についてはどういうふうな感想でしょうか。

裁判員経験者 6 番

無理に弁護するがために長くなっているというような印象を受けたんですよね。明らかに有罪なのに、でも、弁護士さんとしては無実を証明しなきゃいけないわけでしょう。

弁護士

事案によりますけどですね。

裁判員経験者 6 番

ああ、そうですね。私が担当したあれはですね。

だから、ちょっと理屈っぽい弁護の仕方であらだらと長過ぎて、やっぱりそれは皆さんも感じていらして、長いねという印象でした。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。調書の朗読の関係ですけど。長いなとか、そんなことはなかったですか。

そしたら、供述調書だけを調べて、例えば、目撃者とか被害者の方を証人で調べないこともあったらと思うんですけれども、直接そういう被害者とか目撃者、関係者に法廷に来てもらって、直接質問したいなというようなことはなかったでしょうか。

裁判員経験者 1 番

加害者の心情はよく分かったんですけど、被害者の方の心情が直接聞けなかったもので、来るのを拒まれたそうなんですよね。やっぱり加害者と会いたくないし、その後の報復を恐れていたということだったので。でも、何というか、声だけでもいいので別の部屋で、絶対に会わないようにして来ていただいて、質問等に答えていただけたら、もっと協議とかするときいろいろな考えが出てきてよかったのではないかなと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。

ほかの方、その点いかがですか。何かございますか。

その後、被告人質問というのが、今度被告人ですね。これは、被告人の供述調書を調べるのではなくて、被告人質問という形でやる場合もありますし、両方、被告人質問と被告人の供述調書両方調べる場合もあるかと思うんですけども、そこの辺りの感覚はどうでしょうかね。どなたかありますか。

やっぱり直接被告人にしゃべってもらいたいという方が多いんですかね、それは。調書はあわせて必要になりますかね。

裁判員経験者 6 番

やはり両方調べていただいたほうが。

司会者

両方調べたほうがいいという御意見が多いですかね。

それはどうしてでしょうか。何か理由ありますか。被告人質問だけではちょっと足りないと思われる理由は。

裁判員経験者 6 番

質問だけでは足りない。

司会者

両方あったほうがいいということですか、供述調書と。

裁判員経験者 6 番

そうですね。やっぱり人のお気持ちって、そのときによって変わるところから、その辺の心の動きとかもやっぱり見てみたいですね。ただ書面だけで判断するんじゃないくて。

裁判員経験者 2 番

この供述調書というのは、検察官の方が取られるわけですよね。そして、私たちが質問する内容とプロの検事の方が質問する内容とでは大分食い違いが出てくると思うので、やはりプロはプロの面から見た供述調書もいいと思うし、その場で被告人質問をしてそのとき気付いたこともあるだろうし、それはやっぱり二つとも用意していただいたほうが、両方とも照らし合わせながら話を進めていったほうが、私はいいと思います。

それに、先ほど言われたとおり、調書を取られてから裁判が始まるまで大分間が空きますから、心情的な変化もあると思いますし、それが、ああ、悪かったなと反省される方もいらっしゃるかと思うし、そこら辺でやっぱり気持ちが変わってくると思いますので、ここら辺の変化を見るためにも、多分、書面と質問とがやっぱり必要だと私は思います。

裁判員経験者 4 番

以前、私が裁判を見に行ったときに、検察官の取調べの風景、被告人を取り調べている風景のビデオを見たことが裁判であるんですけども、そのときは、被告人は素直に検察官の誘導というんですかね、尋問に対しては素直に「はい。」、「はい。」、「検察官に脅されていないですよ。」と言われても、「はい。」ってちゃんと答えていたんですけども、結局、その被告人は後になってから、「いや、実は検察官から脅されていて、ああいうことを言ってしまった。」と反対の意見に転じてしまったので、やはりそのときの検察官の取り調べることと本人に私たちが聞くのとでは、やっぱり大分印象が違うのかなと思いますので、両方必要だと思います。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは，証拠調べの関係で，何か法曹三者のほうで御意見とか，あるいは裁判員経験者に対する質問とかございますか。

じゃ，杉田判事から。

裁判官

今，法廷で直接供述される方の話を聞くのと，あわせてその方が捜査段階で捜査官に対してどのような話をしていたのか，これも知りたいので両方必要だとおっしゃってくださった方が多かったんですけども，5番の方や6番の方の事件のときには，被告人が犯行態様について捜査官に語った内容，それを捜査官が調書にまとめた内容を紹介してもらって，法廷でも直接聞いたということがあったかと思うんですけども，分かりやすさの観点から，どちらのほうの方が分かりやすかったかというのは，何か御意見ありませんか。

裁判員経験者6番

調書か，自分が質問したほうが，どちらかということなんでしょうか。

裁判官

供述調書を読んでもらって，犯行態様について理解できたか。で，法廷で話を聞いていて，犯行の態様についての理解ができたかどうかという形でも結構ですけど。

司会者

6番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者6番

私の場合は，被告人ですか，そのときの実際の顔の硬直とかいろんな様子をよく見ていたんですけど，それに対して質問をさせていただいて，納得したこともありました。どっちなのかな，どっちが本当なのかなって迷

っていたとき，実際，自分が質問して，ああ，やっぱりこの方が今言っているのは本当なんだとか，そういった確信を持てたのは，自分が直接質問することができたからだと思います。

司会者

ほかの方，いかがですか。

よろしいですか。御自分で質問されて，得心がいったというような御経験ありますか。疑問に思っていた点を直接聞くことによって疑問点が解消されたなというような御経験ございますか。それがございましたら，ひとつ御披露いただければと思いますけど。

裁判員経験者 4 番

そのときに質問を投げ掛けて，自分の思っていた答えと違っていたということの，自分が想像していた答えと違っていたこともあったんですけども，後で質問したことを見れますよね，聞けるというか，後で。

裁判官

はい，評議室で。

裁判員経験者 4 番

評議室で聞けたりするので，やっぱり調書だけでは分からない部分がいっぱいあって，聞くことによって矛盾点とかが後で，あっ，被告がこれはちょっとうそついているんじゃないかな，ちょっとおかしいんじゃないかなという点を後で振り返れるという点でも，やはり質問して私たちも納得いく答えを導けたらいいと思っているので，それはそれでいいと思います。

司会者

じゃ，5 番の方。

裁判員経験者 5 番

すみません，私は被告人の方が言われていることが本当に信用できるのかなというところをずっと疑問には思っていたんですけど，評議の中でも

あったんですけど，その場に立ち会っていた方というか，その場にいらっ
しゃった方とかもお話は聞けないんですかというみんなからの意見とかも
あったんですけど，結局それをして日にちも長くなるというか，という
のもあったんです。だから，始まる前にそういう，関係者の方のお話とか
がもっと聞けたらよかったかなというのはありましたけど。本人がメンタ
ルのどのようなのか，何か，被告人の言われるのを信じていいのかなとい
うところもあったんですけど。

司会者

どうもありがとうございました。

何かございますか。じゃ，清水検事。

検察官

ちょっと質問をさせていただきたいんですが，2番の方だったと思うん
ですが，先ほどの質問で，調書の朗読で分かりましたかというところで，
ちょっとうなずいておられたようにお見受けをしたんですけども，2番
の方の担当した事件だったら，どういう方の調書が朗読されたんでしょう
か。

裁判員経験者2番

普通に被告人の方の供述調書が朗読されたと思います。ただ，供述調書
は，やはり経過に沿って淡々と質問をしていくので，ある程度私たちが質
問したいことというのは，大体網羅されているはずなんです。それに対し
て，その中で私たちがちょっと踏み込んだところ，これどうなんだろう
かというところを，やはり直接被告人質問として質問したいところではあ
るので，私，ちょっと職業柄，そういうふうな人に話を聞いたりする仕事も
していますので，そういうふうな調書を作るようなことも実際ありますの
で，中身を見て，ああ，なるほどなという，納得いくところはありません。

検察官

被告人以外の被害者側というんでしょうか、そういう方の調書というの
もあったんでしょうか。

裁判員経験者 2 番

被害者というか、被害者の方というのは、私の事案も放火未遂でござい
ましたので、被害者となると、火を付けられたマンションの方のオーナー
の話であるとか、そういうことになりますので、そこまでは恐らく、ちょ
っと記憶にないので多分ない……。若干そういうふうなことになってど
う思いますかという話は多分あったんだと思うんですけど、ちょっとそ
こまで詳しく中身を覚えていないので、恐らくそういうきちとした形で
はなかったと思います。

検察官

ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。

じゃ、時間の関係がありますので、証拠調べの関係はこれで終わらせて
いただいて、次に、論告弁論ですね。これは、検察官、弁護士それぞれそ
の事件についての意見を言うわけですが、それについての感想、御
意見を伺いたいと思いますが、いかがでしたですか。理解できましたで
すか。

大体うなずいておられますけど、理解はできたですかね。何か分かりに
くいところがあったとか、そういう御意見はございませんか。

じゃ、8 番の方。

裁判員経験者 8 番

判決の前というんですか、たくさんいろいろ書類を裁判所のほうから
頂いて、レクチャーしていただいたというか、いろいろ分かりにくい言葉
とかでも、事前にああ、こういうことなんだというのが分かるようにして

いただいていたので、特別困るということにはなかった、分かりやすかったですね。

でも、そのときは、検察官の方の意見を聞いたら、ああ、なるほどと思って、また、弁護士さんの意見を聞いても、ああ、なるほどと、すごく悩んだというのが今、私は印象に残っております。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか、その点。

こういう点、もうちょっと工夫してもらったらというような点、ありましたですか。大体もうそれで十分だというような御意見ですか。

じゃ、特にこの点はありませんかね。

審理に関係することで、検察官、弁護人に質問とか、あるいは要望したい点等がございますか。あるいは裁判所にでもいいですけれども。

4番の方。

裁判員経験者 4番

一般市民が突然選ばれて、いきなり抽せん会場とって番号が出た途端、別室に連れていかれますよね。それって、とても不安という意見も先ほどあったんですけども、裁判員に通知を出した時点で、裁判所に見学に行ってもいいような、この雰囲気を知ってもらおうというか、刑務所にしろ裁判所にしろ検察庁にしろ、どういうところなのかというところから私は知りたいなと思うので、そういう見学とかいうのを設けていただければいいなと思うんですけども。

司会者

裁判所は、法廷は公開の法廷でやっていますので、自由に傍聴していただければ、どんなことをやっているのかというのは分かると思うんですけど、検察庁はなかなかそういうわけにはいかないでしょうかね。

検察官

そうですね・・・。

司会者

検察庁のどういうところを知りたいんですか。

裁判員経験者 4 番

どういうところというか・・・。そうですね、取り調べるところは見れないでしょうけど、どういうところなのか、事件のあらまし、どういうふうに進んでいくのか、この辺は近くに拘置所や刑務所とかがないので、見れないでしょうけど、実感がわからないというんですかね、渡された資料の中で、私たち裁判員というのは、公判前整理手続である程度絞られた証拠とかそういうので、もうこの審理に絞っていますよね。それで出された課題に対して取り組んでくださいよというのを渡されて、考えて結論を出すんですけれども、何かちょっと味気ないというか、機械的なような気がするので、もうちょっと予備知識を入れてもいいんじゃないかなと思いました。

司会者

杉田判事、何かこの関係でありますか。

裁判官

今、4番の方から候補者として名簿に載せさせていただきましたという案内を差し上げた後に、そのようなという話があったんですけれども、候補者になったということを公にできないところがありますので、少なくとも検察庁や弁護士会のほうが候補者の方を対象にして、そのような催しをするというのは、これはちょっと難しいんですね。

やっぱり裁判所のほうも、候補者の方だけを対象にするわけではなくて、一般的に、裁判を傍聴していただけませんかみたいな催しは時々していると思いますので、そのようなものをご覧になっていただいて、そして参加していただければなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、評議についても感想を伺いたいんですが、評議はどうでしたでしょうか。ご自分の思ったことが十分話せたかどうかというところなんですけれども、その点いかがでしょう。指名させていただきましようかね。どなたかございませんか。8番の方、いかがですか。

裁判員経験者8番

評議室の中というのは、やっぱり1日目と3日目、4日目では、雰囲気もだんだん違ってきまして、裁判員になられた方は全然見ず知らずの方、もちろん初めてお会いして、お名前も分からないような雰囲気の中で、心の中、自分が思っていることを口に出すことは難しいなというのを最初はすごく感じていたんですけど、だんだん時間が経つにつれ、顔見知りになって、お話もできてきたというところが多かったです。

裁判員経験者7番

私、裁判してから、顔知らん人たちと集まって、名前だけで呼び合ってから、最後、また別れるんですけど、ずっと煮詰まっていくな中でも、裁判員の名前ぐらいはお互いに共有してもよかっちななかろうかて私は思いましたし、ほかの話はせんでも、当事者たちで何とかさん、何とかさんぐらいは、知らずに帰ったんですけど、最後は言ったほうがよかっちななかろうかねという、そういう感じはしましたね。

司会者

ほかの方はいかがでしょう。評議の時間は十分ありましたか。時間がもうちょっと欲しいなと思われた方はございますか。じゃ、2番の方。

裁判員経験者2番

評議は、やはり被告人の方の人生を決めることなので、これでいいというのは、やっぱり私たちには一概には言えないですね。これでもういいよ

というのは、やはり永遠の課題じゃないかなと思うので、この辺は裁判所の職員の方、裁判官の方たちとかの手を借りて、やはりちょっとサポートが要るところじゃないかなというふうには感じるところであります。

ただ、いつまでたっても、評議を長い時間かけるというのも余りよくないと思うし、この辺がやっぱり難しいところだなというのは感じました。

司会者

あと、量刑を決める際に、量刑のグラフとか、過去の裁判例を配付していると思うんですけども、御覧になっていますよね。それで、そういう評議の際に過去の同種事例に引きずられるというような点はなかったですか。過去の判例とかがこうなって、大体傾向がこうだからこうしようかというふうなところはなかったですか。

裁判員経験者 5 番

私は、引きずられました。何か同じような内容なので、ああ、もうこれでいいんじゃないというような感じでしておったんですけど、やっぱりみんなの評議で、みんなの意見を聞いて、判決の度合いというか、意味さえ分からなかったんですけど、執行猶予とか、判決の内容的なこともよく分かっていなかったの、みんなの意見を聞いて、ああ、そうなんだという感じで。やっぱり自分一人だったら引きずられて、もうこれというふうに決めたらろうなというところはありません。

司会者

そこは十分議論して、自分の考えが固まったということでしょうかね。

裁判員経験者 5 番

そうですね。

司会者

ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者 3 番

私たちが受け持った時の裁判官の方たちのサポート，私たちの場合はよかったのかも分からないんですけど，サポートで，みんなが6人，補充まで8人，みんなの意見を十分出せたと思います。やっぱり携わることがないので，はっきり評議することもできないと思うんですけど，裁判官の方の説明，素人でも分かるように説明していただいたので，私たちはよかったと思います。

司会者

おおむね，評議については，十分評議の時間もとってもらって，大体評議できたというようなところでしょうか。

最後，判決ですけれども，判決宣告の時は，どのような思いを持たれましたでしょうか。みんなで議論して，結論を決めて，最後，裁判長が判決を言い渡すわけですけど，その時，どのような思いを持たれたか。感想で結構です。

裁判員経験者 8 番

何というんですか，判決が一番難しかったです。やっぱり，その被告人の方の人生を左右するなと思うと，裁判員制度に当選したじゃないですけど，裁判所に来る時には，周りの人からも，「悪かことした人はもう有罪にしていいんじゃない。」と簡単に話をしていたんですけど，実際に自分がその場に立って，判決を決めるところからその日の朝，裁判所に行って，みんなでそろって法廷の中に入る時のどきどきした感じを今でも思い出すと，何とも言えないし，本当に決めるのは難しかったなと思っていました。すごく，何とも言えなかったです。

司会者

じゃ，7番の方。

裁判員経験者 7 番

判決の前に，前例の何年かの決まったあれがあったですよ，わいせつ

が何年とか，泥棒は何年とか，ずっと表にあったんですけど，あの表を見た時，大きな事件でも案外，期間が短かな，このくらいかなという感じもちょっと初めしよったんですよね。

被告人が判決を受けた時に，男の人だったんですけど，十分に被告人も反省しとったんですけど，何か，最後はかわいそうになって，私も男としてつらいだろうな，子供たちもおるのにかわいそうだなということはちょっと感じましたですね。悪いことしとったばってんですね。

司会者

じゃ，2番の方。

裁判員経験者2番

私がかかわった事案は，ちょっと違うというか，普通の事件とは路線が違いまして，判決を言い渡す時に，やはりこれで人生を立ち直ってくれよという裁判員一同の願いを込めての判決だったもので，その願い一心ですと被告人の顔を見ながら判決を聞いたわけで，やはり尋常じゃないほどの達成感というのは感じました。事件によって感想は変わってくるとは思うんですけど，私たち裁判にかかわった裁判員は，だれしもやはりそういうふうな願いで判決の日を迎えるので，そういったところを広く知ってもらいたいなというふうには思いました。

ただ，それで控訴されると，ちょっと，ああと思いますね。

司会者

みな，そういうふうに判決宣告に当たっては思いがあったと思いますけど，全員の方にお聞きしたいと思うんですが，ちょっと時間の関係がありまして，この辺で休憩をとらせていただきたいと思います。

< 休 憩 >

司会者

それでは、よろしいでしょうか。続けたいと思いますが、次は、守秘義務の関係についてお尋ねしたいと思います。

今、裁判員裁判が終了してから時間が経過しているわけですがけれども、事件が終わった後、周りの人から裁判員の経験について尋ねられたことはございますか。おありの方、じゃ、5番の方。

裁判員経験者5番

私は、仕事上とか、話せる範囲ですとね、200名余りの職員の中でスピーチをしました。その中で、皆さん興味があったみたいで、すごく参考になったじゃないけど、「よかったです。」ということ言われたんですけど、その中でも、全然知らない、話したこともない人たちからも声をかけられて、20代の方とか、「だれでも行けるんですか。」とか、「すごいですね。」とか、「怖くなかったですか。」とか、そういう意見ももらいました。ぜひ貴重な体験ですので、皆さん行ってくださいということで発表しました。

司会者

守秘義務があることは、説明を受けてお分かりでしたよね。

裁判員経験者5番

はい。

司会者

その点で、何か心理的負担を感じられることはございますか。

裁判員経験者5番

最初に、「そんな話していいの。」と向こうのほうから聞いてくる方もいらっしまったので、最初にスピーチする時に、「裁判所の方のお許しのもとというところでお話しさせていただきます。」というところで、内容は全く話さずに自分の気持ちとかを話しました。

司会者

どうもありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2 番

私も、裁判員裁判から帰って、職場に戻ってから、いろいろ周りの方も興味があるみたいで、話を聞きたいという方はいらっしゃったんですが、実際に聞いていいものかどうかというのが分からないみたいですね。どこまで聞いていいのかというのがどうやら分からないみたいで、そういうこと自体、社会制度に対して、裁判ですから、そんなこと聞いちゃっていいのかというのがやはり一般的な感想みたいで、こちらから別にこれこれ、こういうことは別に公の場だから話していいので、聞きたかったらお話ししますよというふうな形でお話したことはあります。

ただ、話す中で一番気になった守秘義務の関係で、頂いた資料の中で、守秘義務に関してちょっとあいまいというか、もうちょっと詳しく、ここまではいい、これはいい、あれは駄目というふうな詳しい資料が欲しいなというのは思いました。

というのが、やはりどこまでというのは、私もいろいろそういう裁判員関係のホームページとか見て、どこまで守秘義務に触るのかというのを自分なりに調べたんですが、余りにもアバウト過ぎるというか、資料によりけり、まちまちなところもありますので、詳しくこれはいい、これは駄目という資料を裁判員経験者専用に使っていただければ、話しやすいのかなというふうに思います。

司会者

どうもありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 8 番

守秘義務というのが、何もほかの人には話せないのかと最初は思っていたんですけど、裁判の時に、途中から次の日の新聞とかに被告人の名前とか、いろいろ罪状とか書いてあって、ああ、一般的にこういう新聞にも書いてあることなだから、こういうのは話してもいいんだというのを、それと、いろいろと裁判所のほうからお話を伺って、ああ、こういうのも話していいのかというのを、裁判は公開されているから、裁判で言われていることは何をしゃべってもいいんだよというのを聞いて、ああ、なるほどと思ったんですが、「評議の時に話したことは絶対に言っちゃいけない、それが守秘義務だよ。」と言われて、あーっというのと、周りの方、職場の方や近所の方も、裁判員になったということは、「何もしゃべっちゃいかんとやろう。」「何も聞いちゃいかんよね。」というふうに思われている方が多かったので、「いやいや、そんなことはないよ。」というのは言ったんですけど、「ねえ、何も聞いたらいかんけん聞かんよ。」とか言う方もいらっしゃって、職場の方でも、「そがんことは人に言っちゃいけん。そいけん、こっそり休みはとってよかけん。」とか、そういう感じの方もいらっしゃったので、もっと何か一般の方々に、もうちょっと周知が要るのかなというのも、今年になって裁判員制度が始まって4年ということでしたけれど、まだこの段階でも、そういうふうに思っている方もいるということですね。だから、やっぱり周知が足りないのかなというのを少し感じていました。

司会者

どうもありがとうございました。

ほかの方はいかがですか。よろしいですか。

あと、守秘義務の必要性について議論を続けるんですけども、必要性についてはどうでしょうか。こんなの要らないよという方もおられますか。いかがですか。

裁判員経験者 6 番

はい。それは必要だと思います。

司会者

皆さん，同意見ですか。なくしたほうがいいんじゃないかという御意見の方はおられませんか。

あと，裁判終了して，しばらく経っているんですけども，元の生活に戻るに際して，メンタルとかの関係で何か気になるようなことはございましたか。先ほど福島の例でお話しさせていただきましたけれども，そういうメンタルの関係で，例えば，夜眠れなくなったとか，そのようなことはなかったですか。特にないですか。

じゃ，あと守秘義務とか，あるいは裁判員経験者の方の精神的負担の関係で，何か法曹三者のほうでございますでしょうか。特によろしいですかね。

そうしましたら，最初に裁判員裁判に参加しての全般的な感想を伺ったんですけども，最後に，これから裁判員になられる方たちにメッセージがあれば一人ずつお願いしたいと思うんですけども，先ほど 8 番の方からいきましてけれども，今度は 1 番の方からお願いしてよろしいですか。

裁判員経験者 1 番

まず，思ったんですけど，私たちのときの裁判員になられた方の中にはですね，私の職場は以前に一人裁判員候補者に選ばれたことがあって，選ばれたけど，裁判に出ることがなく終わったということで，私が初めて裁判員として裁判に参加したということで，書類の手續とかがあったんですけど，ほかの 8 人いらっしゃる中で仕事に就かれている方で，裁判員の社会制度，休みとか取れるじゃないですか。それが取れなかったというのがあって，審理とかで裁判員として出廷した後，仕事に戻るという方がいらっしゃいました。だから，会社のほうでもうちょっと，裁判員に選ばれた

方のための休みを取っていい制度がちゃんとあるので，そういうのをちゃんとしっかりと作っていただきたいなと思いましたので，周知ですね，結局は。

あと，裁判員裁判になる事件は重たい事件とかが多いので，精神的ストレスは本当に計りしれないものがあると思うので，そこら辺をやっぱり覚悟を持って参加していただけたらいいなと思います。

以上です。

司会者

2番の方，お願いします。

裁判員経験者2番

これからまだ多くの方々が裁判員に選ばれると思うんですけども，私のようなちょっと若いというか，まだ人生経験の少ない人間にとっては，やはりいい人生経験をするいいチャンスだと思いますし，これからの人生を正すいい機会だとも思います。それに，人生のベテランの方たちは今までのそういう人生経験を生かす場だと思いますので，選ばれたら実際ちょっと戸惑うと思うんですが，臆さずに参加していただきたいなというふうには思います。

司会者

どうもありがとうございました。3番の方お願いします。

裁判員経験者3番

私は地域が田舎のためか，まだ裁判員というのは私が初めてだったみたいで，いろいろ聞かれたんですけど，内容的には話すことはないんですけど，裁判員になるためには段階があって，絶対通知が来たからなれるという問題でもないし，もし通知が来ても裁判員に選ばれても，裁判官やら周りの方々のサポートが万全だから大丈夫だよということは周りに言っています。だから，これからなられる方も安心して参加してもらって，事案を

どんどん解決していただきたいなと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では，4番の方。

裁判員経験者4番

判決を出す時に，杉田裁判長のほうから「これは皆さんと私たちと一緒に出す判決ですので，責任を持ってください。」という言葉が私にとってはすごく重たくのしかかっていたんですけども，そういうふうに責任のある事柄を決めていくのに，後に疑問を残さないこと，何か疑問に思ったことは裁判官なり被告人質問なり証人質問なり，必ずその場で聞いて解決できるように努めてほしいなと思いました。

あと，これは私個人的なことなんですけれども，私たちの裁判員で来られていた方というのがパーカーやスニーカー，ジーンズの方が何人かいらしたので，私はそれを見ていてすごく気分が悪かったので，常識の範囲内というか，そういう人がもし守れないのであれば，裁判所のほうで黒っぽい服を羽織るようなものでも構わないので，用意していただくか，周知徹底といいますかね，最低限，裁判に出る格好で来ていただけるように。もし自分が被告人やその家族の立場になった場合に嫌だと思うんですよね，パーカーを着ている方々が裁判員にいたり，ジーンズやスニーカーや履いている人たちに裁かれたくないと思いますので，その辺はしっかり自覚を持っていただきたいと思います。

司会者

どうもありがとうございました。では，5番の方。

裁判員経験者5番

死刑から逆転判決がこのごろあったんですけど，その事例というのは，その場合ですね，その時，裁判員になった方に何らかの通知とか，そういうのが来るんでしょうか。法の重い軽いはないと思うんですけど，事件の

軽いとかいうのはあるのかなと今回感じたんですけど、最初に聞いた時に、殺人とか全部、何か重いのも裁判員裁判になるということだったんですけど、みんながちょっと、えっというふうに思っている人が多いので、最初というか、裁判員裁判はもうちょっと軽い事件からできないのかなというふうには思いました。

先ほども言われたように、やはりこういう場なので、常識的な服装というのはあるんじゃないかなと私も感じました。

司会者

どうもありがとうございました。では、6番の方。

裁判員経験者6番

裁判員になられる方へのメッセージの前に、その他のことでちょっとよろしいでしょうか。

司会者

はい。

裁判員経験者6番

最近マスコミなどでも問題視されていることとして、裁判員に死刑判決は酷だという意見がありますけれども、私の場合は担当した事件がたまたま殺人未遂事件だったので、判決としては今までの事例の範囲内ということで、別に特別問題視することはありませんでしたけれども、これが死刑判決か否かという判断を迫られたとして、今回経験したような評議日数や証拠の提示、また資料の持ち帰りもできない中で、人の生死を左右する判決の決断をするものだろうかと強く感じました。

裁判員になられる方へのメッセージなんですけれども、世の中にはたくさんさんのいろんな生き方があると思います。その長い人生の過程で歯車が食い違って事件を起こしてしまい、自分の人生を法廷というところの人の判断によって左右されねばならない人がいることを知りました。であるなら

ば、それを決める人間の判断は正義であるということが基本であり、それにはいろんな価値観を持った人たちの議論の上で慎重に決められなければならないだろうと思います。そう考えるに至ったのは、やはり裁判員裁判を経験したからであろうと思います。

以上です。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、7番の方。

裁判員経験者7番

私は、一番初めは、裁判員が来た時はびっくりしました、本当言って。裁判員はもう初めのころ、「裁判員になったら大変ばい。」とみんな、「断れんけんね。」とか、そがんかふうな話をしよったんですけど、裁判員でここに来てから、一般の方が参加しても別にそう堅苦しくもなかったといえますか、ほかの人もまた機会があれば裁判員になってから、こういう制度があるということを知ったら、やっぱり新聞の事件なんかも関心があると思いますので、そう恐れ入らんで、いい経験になると思います。私もいい経験になりました。どうも。

司会者

どうもありがとうございました。では、8番の方。

裁判員経験者8番

裁判員制度が始まったのはどうしてなんだろうかなと思っていたんですけども、国民に司法をよりよく知ってもらうためなのか、私はこの裁判員制度に参加してすごく裁判所というものを身近に感じるようになりましたし、また新聞等の事件など、裁判所の記事とかも、本当に目に付くようになったし、身近に感じるようになりました。裁判員になられる方にはぜひこの体験をしていただいて、必ず自分に得るものがあると思いますので、頑張っしてほしいと思います。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、今日、記者の方もたくさんお越しいただいていますので、記者のほうから質問がおありのようですので、それを承りたいと思いますが、いかがでしょうか。じゃ、どうぞ。

記者

我々記者もそれぞれ裁判員裁判が終わった後に裁判員の方に記者会見を開いていただいて質問をすることがあります。その時に時々出る意見なんですが、半ば強制的に参加する制度ではなくて、やりたい人がやるというような制度のほうが、そういうのもありなんじゃないかというような意見がたまに出たりします。今の制度は幅広く市民に参加させるという目的ですので、無作為に選挙人名簿から抽出して皆さんにはがきが送られているという制度ですが、そうではなくて、最初からやりたい人の中で選ぶようなシステムにすれば、もう少し一人一人裁判員の方が覚悟してこられますので、ストレスを感じたりとかいうのが減るんじゃないかなという指摘もあるので、皆さんはそこら辺、最初からある程度やりたい人でというふうに思ったり、逆にそうではなくて、今の制度がいいと思っておられるか、そこら辺をちょっと聞きたいなと思います。

司会者

大体質問お分かりですよ。いかがでしょうか。どなたでも結構です。6番の方どうぞ。

裁判員経験者6番

今の意見のやりたい人がやるような制度ということですが、やりたい人というのは、どうしても考え方が似た人、専門的にとかですね、やはり今みたいに無作為に抽出したほうがいろんな意見が述べられていいんじゃないかと思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。2番の方。

裁判員経験者2番

私も先ほど周りの人たちに裁判員の話をしましたかという話のところ、何人かに裁判員としてこういうことを言ったよという話はしたんですけども、9割方の方はもうそんなのやりたくないというのが感想なんですよね。ですので、恐らくやりたい人が参加する制度にしたら、多分それなりの人しか来ないと思うんですよ。それなりの人となると、それなりの知識を持った人とか来て、やはり制度的に多分危うくなるんじゃないかなと。そういうふうなことがちょっと考えられるんじゃないかなというふうには思います。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。では、1番の方。

裁判員経験者1番

私も6番や2番の方と同じで、やっぱりやりたい人というのと、考え方がどうしても偏った方とかが多分多くなるんじゃないかなと思うので、やっぱり無作為に選ばれたほうが一つのことをいろんな方向から考えることができるのでいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

司会者

どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。5番の方。

裁判員経験者5番

そうですね、みんなの意見を聞いて、私もああと思うんですけど、私は自分のほうから、あっ、やってみたいと思ったんですけど、主人の場合は、自分がもし選ばれたら行きたくないというふうに言っているんですけど、福島の方みたいに、裁判員をした後にそういうふうになれる方がいらっ

しゃったら，もうちょっと何かこう，メンタル面のある方はどうにかして削除じゃないけど，省いたりですとか，できないものなのかなとは思いますが。

司会者

皆さん同じような意見でしょうか。参加したい人だけが参加すればいいというような御意見の方はおられますか。じゃ，7番。

裁判員経験者7番

裁判員というのは，一般的に考えたら，普通，ならんならならんがよかばいというところがちょっと多かっちなかろうかねという意見が結構ありましたので，そいけん，自分から進んでなりたいという人は少なかっちなかろうかと私個人的には思います。ならんならならんがよかばい，裁判員のごたつとはという人が結構多かったと思いますけど。私の記憶で。

司会者

今の御意見は，そうすると，自分から手を上げる人は少ないと自分は思うと。

裁判員経験者7番

少ないだろうと私は思いますし，ほかの人も，裁判員になったらと言ったら，裁判員は断らなきゃならんだろうという人のほうがちょっと多かごた感じがします。

司会者

制度としては，無作為に選んだほうがいいということですか。

裁判員経験者7番

そうですね，ならんがよかと言う人が多いし，裁判はプロに任せたがよかという人も結構おりました。

司会者

ありがとうございました。じゃ，1番の方。

裁判員経験者 1 番

すみません、先ほど5番の方の意見を聞いていて思い出したんですけど、無作為に選ばれて、一つのことについていろんな方面から考えることができていると思って私は無作為のほうが良いと言ったんですけど、やっぱりメンタル面で考えると、最初にこういう事件を取扱いますよという概要を発表されたと思うんですけど、その時点で私もやってみたくて参加したので、選ばれたら頑張ろうという感じで参加させていただいたんですけど、その概要を知った時点で、私はしたくないという人もいると思うんですよ。だから、そこで分けることはできないのかなと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。そこがなかなか難しいところではありますけど、よろしいですか。

そうしましたら、最後に、法曹三者でそれぞれの立場で御発言をいただいたわけですが、最後ということで、感想等をお話しただければと思いますが。じゃ、小畑弁護士のほうからよろしくお願いします。

弁護士

今日は貴重な御意見を聞けて、弁護士会としても非常に参考になりました。特にやや厳しいしつ責の御意見はむしろありがたいというふうにとらえて、会のほうにフィードバックをさせていただきたいと思います。

私が弁護士になって、よく一般の方から問い掛けられる質問で困る質問が幾つかあって、そのうちの一つに、刑事弁護をされていく上で、犯人じゃないという方の弁護をするときはやる気は出るでしょうけれども、犯人だと認めている人の弁護をするというのはどういう気持ちなんですか。あるいは、それって意味があるんですかということをよく聞かれます。やはりドラマとかで扱われるのは、どちらかというとな犯人じゃないんだという事件に対して弁護士が一生懸命頑張るというのが一般的かと思うんですが、

「私が犯人でございます，すみません。」という方の弁護活動をするというのは，なかなか一般の方はイメージを持ってないでしょうし，そういうことをよく質問をされるんですよね。今までは専門用語を使って説明するしかなかったんですが，今日来られた裁判員を経験された方は，発表のうまい下手，いろいろあったかと思うんですが，認めた事件での弁護士はそれなりに頑張っていて，特に2番の方，7番の方，8番の方，結構迷ってくださったということでしたので，意味があるということを知ってくれたようでしたので，我々としても意味があるのかなというふうに感想を受けました。どうもありがとうございました。

司会者

清水検事お願いします。

検察官

本日は大変お疲れさまでございました。なかなか検察官，弁護人もだと思うんですが，裁判員の方に直接こうやって意見をいただくという機会がないものですから，本日は非常に楽しみにしてまいりましたし，実際にいただいた御意見，厳しい御意見もございましたし，逆に評価をいただいた部分も両方ございまして，こういうところはよかったとか，こういうところはこれからもっと直すというか，改善する余地のある部分なんだなというところを聞くことができ，非常に参考になりました。

あと，皆さんがやってよかったというふうに思われるだけでなく，その前提というんですかね，すごく責任を感じられて，ストレスも感じられて，本当に悩んで結論を出されているというのを改めてちょっと感じました。なかなか直接お話しする機会がないもので，その辺りも我々にとっては分からない部分ではあったんですけども，そういうふうに悩まれて結論を出していただいているというところが分かりましたので，今後我々のプロの法律家として，そういう裁判員になる方の気持ちに応えるように

立証活動，訴訟活動を真摯に取り組んでいかなければならないなというふうに改めて思いを強くしました。今日は本当にありがとうございました。

司会者

最後に，杉田判事お願いします。

裁判官

今日は皆さん，本当にありがとうございました。皆さんから裁判所に対する貴重な御意見をいただいたんですけれども，一言だけその関係で私のほうから説明しておくべきかなと思うことがあります。それはほとんどの方が私と一緒に仕事をしてくださった方ということで，多分，裁判所に対する意見はオブラートに包んだ形になっていたか，あるいは，もしかしたらほかにもおっしゃりたかったことがあったかもしれないけれども，おっしゃらなかったかというところがあったのではないかと危惧はしておりますけれども，冒頭，所長のほうから検証報告書の中の一節が紹介されていました。裁判員制度というのは国民の方の能力や責任感，これでもっているんだということだったんですけれども，現場でやっている裁判官の実感がまさにそれですね。特に皆さん，裁判員をしてくださる方の責任感でこの制度はもっている。今日の皆さんのお話の中にもそれが伺えるところが随所にあったということで，そのことに対して，あわせて今日皆さんから貴重な御意見をいただけたこととあわせて，今日はここには来られていませんけれども，裁判員を務めてくださった方皆さんに対して，本当にどうもありがとうございましたと，この場をかりて言わせていただきたいと思います。

以上です。

司会者

これで終わらせていただきますけれども，私からも一言お礼の言葉を申し上げます。

裁判員経験者の方々には長時間、意見交換会、質疑応答にも御参加いただきましてまことにありがとうございました。杉田判事もおっしゃったように、裁判員裁判という制度は国民の意識の高さに支えられているんだなということを改めて実感いたしました。皆様方にいただいた御意見はこれからの裁判員裁判の改善、より充実した分かりやすい裁判を実現するために非常に参考になるものでした。今後に活かしていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

それでは、これで終わらせていただきます。